

霧島市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

霧島市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

霧島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年霧島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例第2条の2第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年4月17日から適用する。

（提案理由）

令和2年4月17日に鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年鹿児島県後期高齢者医療広域連合条例第25号）が改正され、後期高齢者医療給付において新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金が支給されることになったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。